

キャリア形成支援のために



【キャリア形成支援の基本的な考え方】

キャリア形成支援を進めていくにあたっては、派遣労働者の希望に応じて、派遣就業を続けながら専門性の向上や職務の幅の拡大等を行っていくことや、正社員化や直接雇用化を図ること等により、待遇の向上につなげていくことが重要です。このため、改正労働者派遣法において、派遣元事業主に派遣労働者のキャリア形成支援に関する責務が設けられました。

- 段階的・体系的に必要な知識や技能を習得するための教育訓練
- 希望者に対するキャリアコンサルティング等を実施します。

【教育訓練計画】

(受講機関)	富士コンピュータ株式会社のeラーニング講座（E Gラーニング）
(受講方法)	ご自身のパソコンまたはスマートフォン、タブレットでeラーニングを受講いただきます。受講費用は無料です。 ※WEB視聴環境をお持ちでない方、または一部の古いAndroid端末で視聴できない方には、教材をお渡しいたします。（別紙：テキスト教材）
(受講期間)	年1回、指定した2ヶ月間で受講
(受講時間)	期間内に合計8時間
(研修給与)	残業単価×8時間
(キャリアアップ措置の予定内容)	
入職時基礎的訓練	マナー研修・連絡体制の確認・機械等の基本操作
職能別訓練（入社1年以上）	製品の良否の違いを理解する 機械の起動、設定等ができるようになる 生産工程を把握する
職能別訓練（入社2年以上）	製品の良否を目視及び検査機械を使用して判断する 検査機械の設定ができるようになる
職能別訓練（入社3年以上）	3次元測定機器を使用する測定、検査をする 品質管理の知識や技能を身に着ける
職種転換訓練（入社2年以上の希望者）	他の職種の業務見学、内容説明・模擬作業の実施
階層別訓練（入社5年以上）	生産性の効率化・多工程を単独で処理する技能を身に着ける 職場の安全衛生教育（安全衛生管理者資格取得） セクハラ対策

【派遣労働者へのキャリアコンサルティング】

派遣労働者の志向等を踏まえ、キャリアの方向性を示し、知識・資格の習得や派遣先の選択等に配慮していく必要があります。そのために必要となるのがキャリアコンサルティングです。改正労働者派遣法においては、希望するすべての派遣労働者に対するキャリアコンサルティングが義務づけられています。

派遣労働者のキャリア形成のためには、現時点の希望を実現するだけでなく、キャリアコンサルティング等を通じて、より長期的な将来展望（キャリアプラン）を派遣元と派遣労働者で共有することが重要と考えられます。

●相談窓口 本社 082-871-1856

当社の営業担当者は、全員 10 年以上の経験を有しています。

職場訪問時、または電話等にていつでもお気軽に相談してください。

【当社社員への支援】

●厚生労働省認定のキャリアコンサルタント養成講習を受講する場合は、受講料を全額補助。

●社員がキャリアコンサルタント資格を取得する場合には、受講料及び受験料等の経費を会社が補助。